

行政監査報告

- 1 三種町監査基準（令和２年三種町監査委員告示第１号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類
行政監査
- 3 監査の対象
 - (1) 三種町公共施設等個別施設計画の進捗管理
 - (2) ふるさと納税返礼品の選定手続
 - (3) マイナンバーカードの普及率とマイナポータル事業手続の課題
- 4 監査の着眼点
手続の合規性及び執行・管理の経済性、効率性、有効性
- 5 監査の実施内容
 - (1) 実施期日
令和２年１０月２２日（木）
 - (2) 実施手続
提出された証拠を確認し、関係職員等からの説明を聴取した。
- 6 監査の結果
上記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務がその組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。
ただし、次の事項については、改善措置が必要と認められた。
 - (1) 三種町公共施設等個別施設計画の進捗管理について
個別施設計画の運用から２年目となるが、方向性を「検討」としている施設数が未だに過半数である。
限られた財源の中で町政運営にあたるためには、遊休施設を主として、早急に廃止や除却を明確化しそれを推進すべきであり、また、“耐震性”に問題がないのか、も含めて方向づけを急ぎたい。そして、方向性が除却や更新となった施設についてはその時期を明確に定め、係る経費を財政の中・長期見通しに反映するなど、財政との連携も図られたい。さらには、施設を実際の用途に分類し、計画の実行状況までを定期的に評価し、推進する管理体制も整備されたい。
また、施設の利活用という観点からは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済の再活性化を目的として環境省が推進するワーケーション等、モデル的な施設整備の可能性も研究されたい。
 - (2) ふるさと納税返礼品の選定手続について
ふるさと納税に対する返礼品に係る事務については、三種町ふるさと納税推進事

業実施要綱が規定するものであるが、現行の規定は当該事務の業務委託を想定しておらず、実務（業務委託を実施している現状）における遵守基準としては機能が果たされていない。

直ちに実務を整理した上で、総務省の通知を踏まえた適切な改善措置を講じられたい。

加えて、返礼品の決定に際しては、担当の専断に陥ることなく、三種町事務決裁規程に基づく決裁を経ることとし、また、町内産業の活性化に寄与することを目的としていることから、産業所管課との合議の必要性も検討した上で、その選定プロセスの透明化を図られたい。

(3) マイナンバーカードの普及率とマイナポータル事業手続の課題について

マイナポータル事業については、今後の国の運用について見通せない部分もあるが、デジタル化の推進によって加速的に普及が求められる可能性もあることから、当該事業に対する不断の研鑽に励み、また、町民への積極的なPRにも努められたい。

さらには、あらかじめ町として活用できる事務、町民に提供できるサービス等を洗い出し、機動的に対応できるよう、組織横断的な連携や専門性をもった職員の任用（会計年度任用職員の活用）等についての検討も進められたい。